

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年1月30日提出
【計算期間】	第2期（自 平成20年5月13日 至 平成20年11月10日）
【ファンド名】	STAM グローバルREITインデックス・オープン （以下「本ファンド」または「当ファンド」ということが あります。）
【発行者名】	住信アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 平 田 誠 一
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲2丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	投信業務部長 橋 詰 廣 志
【連絡場所】	東京都中央区八重洲2丁目3番1号
【電話番号】	03-6259-3801
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、主として、「住信 グローバルREITインデックス マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）

への投資を通じて、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、スタンダード&プアーズ社（S&P社）が発表している、日本を除く世界主要国に上場するREIT（不動産投資信託証券）および同様の制度にもとづく銘柄の浮動株修正時価総額にもとづいて算出される指数です。「円換算ベース」とは、ドルベースのインデックスをもとに委託者が独自に円換算したものです。

S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の指数値およびS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の商標は、S&P社の知的財産であり、指数値の算出、指数値の公表、利用などS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）に関するすべての権利およびS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の商標に関するすべての権利はS&P社が有しています。

S&P社は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の指数値の算出もしくは公表の停止またはS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

S&P社は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の商標の使用もしくはS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

S&P社は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。またS&P社は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

本ファンドが主要投資対象とする「住信 グローバルREITインデックス マザーファンド」は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、当該ファンドの基準価額とS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の指数値が著しく乖離することがあります。

本ファンドおよび「住信 グローバルREITインデックス マザーファンド」は、S&P社により提供、保証または販売されるものではありません。

S&P社は、「住信 グローバルREITインデックス マザーファンド」を投資対象とする本ファンドの購入者または公衆に対し、本ファンドおよび「住信 グローバルREITインデックス マザーファンド」の説明、投資のアドバイスをする義務はありません。

S&P社は、委託者または「住信 グローバルREITインデックス マザーファンド」を投資対象とする本ファンドの購入者のニーズを、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

前記の項目に限らず、S&P社は本ファンドおよび「住信 グローバルREITインデックス マザーファンド」の発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

なお、信託金の限度額は、2,000億円とします。ただし、委託者は、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更す

ることができます。

[ファンドの特色]

1. 日本を除く世界各国の取引所に上場している（上場予定を含みます。）REIT（不動産投資信託証券）^{*}を主要投資対象とします。

本ファンドは、主として「住信 グローバルREITインデックス マザーファンド」を通じて、原則として日本を除く世界各国の取引所に上場しているREITに分散投資します（ファミリーファンド方式）。

・原則として為替ヘッジは行いません。

2. 代表的な海外REIT指数に連動する投資成果を目指します。

世界のREIT市場全体の動きをとらえ、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

3. 住友信託銀行の投資助言を受けます。

マザーファンドの運用にあたっては、企業年金の運用等で国内外から定評のある住友信託銀行からモデルポートフォリオの提示等の投資助言を受けます。

*REIT（不動産投資信託証券）とは

REITは Real Estate Investment Trustの略称です。

REITは、投資家から集めた資金で、不動産への投資を行い、そこから得られる賃貸料収入や売買益を、投資家に配当する商品です。

[ファンドの商品分類]

本ファンドは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。
本ファンドの商品分類・属性区分に該当しない定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
		債券	
	海外	不動産投信	特殊型
追加型投信		その他資産	
	内外	()	
		資産複合	

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

[分類における定義]

分類項目	該当分類	分類の定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	不動産投信	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を除く）			
	年2回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり （ ）	日経225
	年6回 （隔月）	欧州			
		アジア			TOPIX
不動産投信	年12回 （毎月）	オセアニア			
その他資産 （投資信託証券（不動産投信））		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 （S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース））
	日々	アフリカ			
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 （ ）	中近東 （中東）			
		エマージング			

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

[区分における定義]

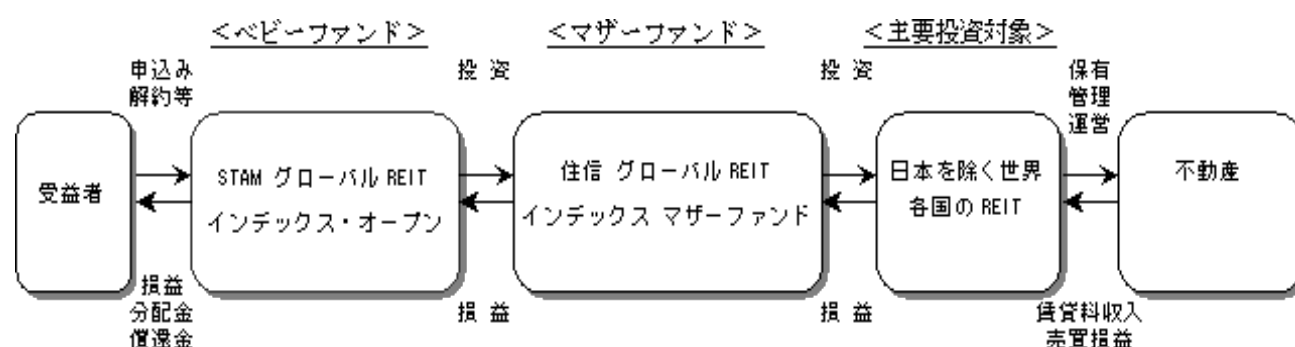
区分項目	該当区分	定義
------	------	----

投資対象資産	その他資産 （投資信託証券（不動産投信））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを行います。）、実質的に主として不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券に投資する旨の記載があるものを行います。
決算頻度	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものを行います。
投資対象地域	グローバル （日本を除く）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を除きます。）の資産を源泉とする旨の記載があるものを行います。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるものを行います。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものを行います。
対象インデックス	その他（S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース））	目論見書または投資信託約款において、日経225またはTOPIXにあてはまらない指数（本ファンドにおいては、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース））に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものを行います。

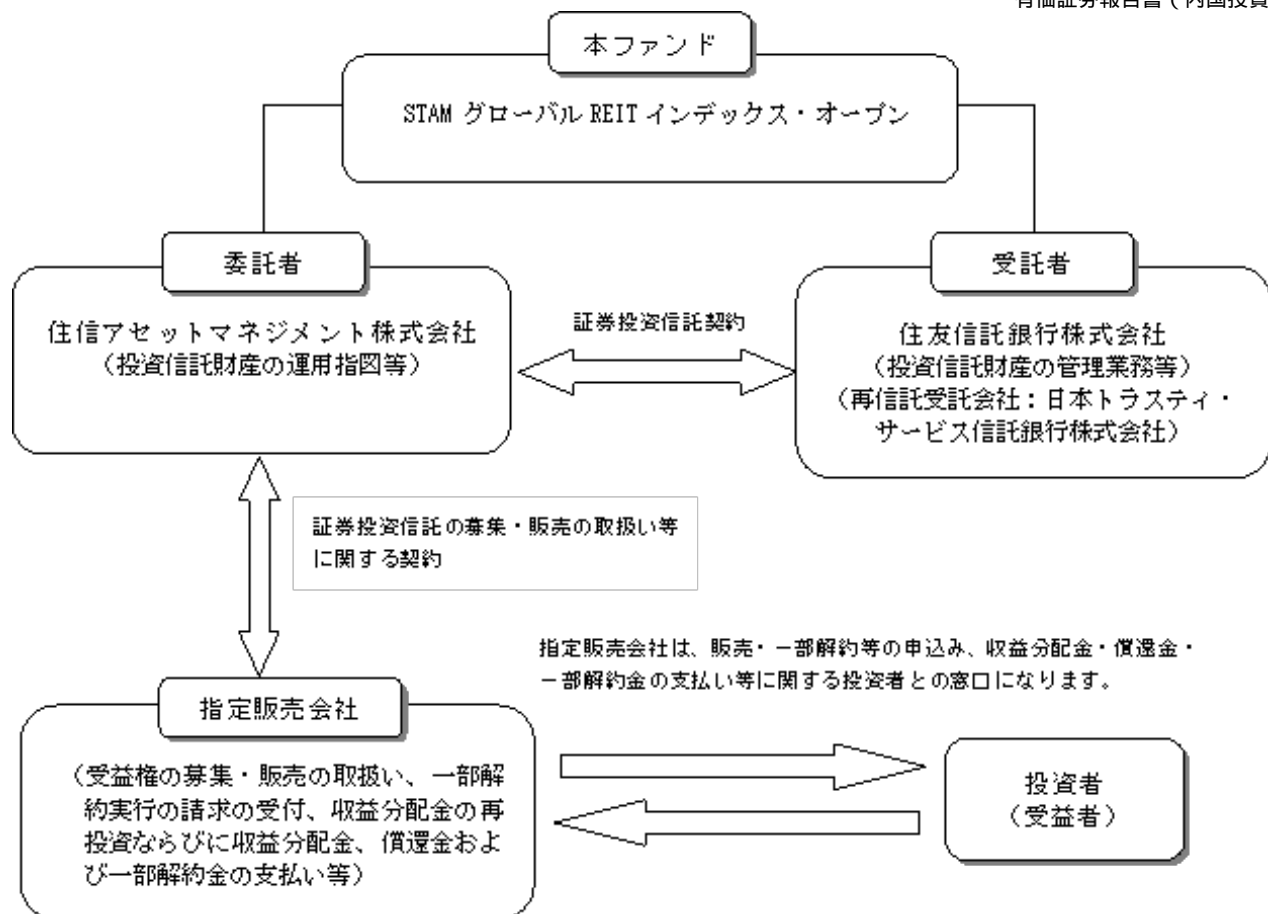
(2)【ファンドの仕組み】

（イ）ファンドの仕組み

本ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、受益者から投資された資金をベビーファンド（本ファンド）としてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（住信 グローバルREITインデックス マザーファンド）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。なお、マザーファンドは不動産投信（日本を除く世界各国のREIT）に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。



（ロ）ファンドの関係法人図



（八）委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

受託者との投資信託契約

受託者とは、受益者の利殖に資する目的で、投資信託約款の通り投資信託契約を締結しております。

指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託者は、指定販売会社に対し、次の業務を委託し、指定販売会社はこれを引き受けます。

- 1) 受益権の募集・販売の取扱い
- 2) 追加設定の申込受付事務
- 3) 受益者に対する収益分配金の再投資事務
- 4) 受益者に対する一部解約等の事務
- 5) 受益者に対する受益権の買取
- 6) 受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務
- 7) 受益者に対する運用報告書の交付
- 8) その他上記の業務に付随する業務

なお、指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。指定販売会社が引き受ける業務については委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.sumishinam.co.jp/

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

（二）委託会社等の概況

資本金

平成20年9月末日現在 3億円

会社の沿革

昭和61年11月 1日 住信キャピタルマネジメント株式会社設立

昭和62年 2月20日 投資顧問業の登録

昭和62年 9月 9日 投資一任契約に係る業務の認可

平成 2年10月 1日 住信投資顧問株式会社に商号変更

平成11年 2月15日 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成11年 3月25日 証券投資信託委託業の認可

平成19年 9月30日 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

大株主の状況（平成20年9月末日現在）

名 称	住 所	持株数	持株比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4-5-33	1,800株	30.0%
すみしん不動産株式会社	東京都中央区八重洲2-3-1	1,500株	25.0%
住信保証株式会社	東京都中央区日本橋本町4-11-5	1,200株	20.0%
住信カード株式会社	東京都中央区日本橋本町4-11-5	1,200株	20.0%
住信情報サービス株式会社	大阪府豊中市新千里西町1-1-3	300株	5.0%
合 計		6,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

（イ）基本方針

本ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

（ロ）運用方法

投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

- 1)主として、マザーファンド受益証券に投資し、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- 2)マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 3)実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
- 4)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（参考）「住信 グローバルREITインデックス マザーファンド」の概要

1．基本方針

この投資信託は、日本を除く世界各国の取引所に上場している（上場予定を含みます。以下同じ。）不動産投資信託証券ならびに取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券（以下「海外リート」ということがあります。）に投資し、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

2．運用方法

(1)投資対象

日本を除く世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券ならびに取引所に準ずる市場で取引

されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券に投資し、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として、高位を維持します。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 運用制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄にS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

投資信託証券以外の有価証券への投資は、コマーシャル・ペーパー、短期社債等、外国法人の発行する譲渡性預金証書および公社債（国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）をいいます。）に限るものとし、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(2)【投資対象】

(イ) 本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(ロ) 委託者は、信託金を主として、住信アセットマネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券および次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

2. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第3号の証券の性質を有するもの

5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号および第2号の証券を以下「投資信託証券」といいます。また、第5号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

（八）委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

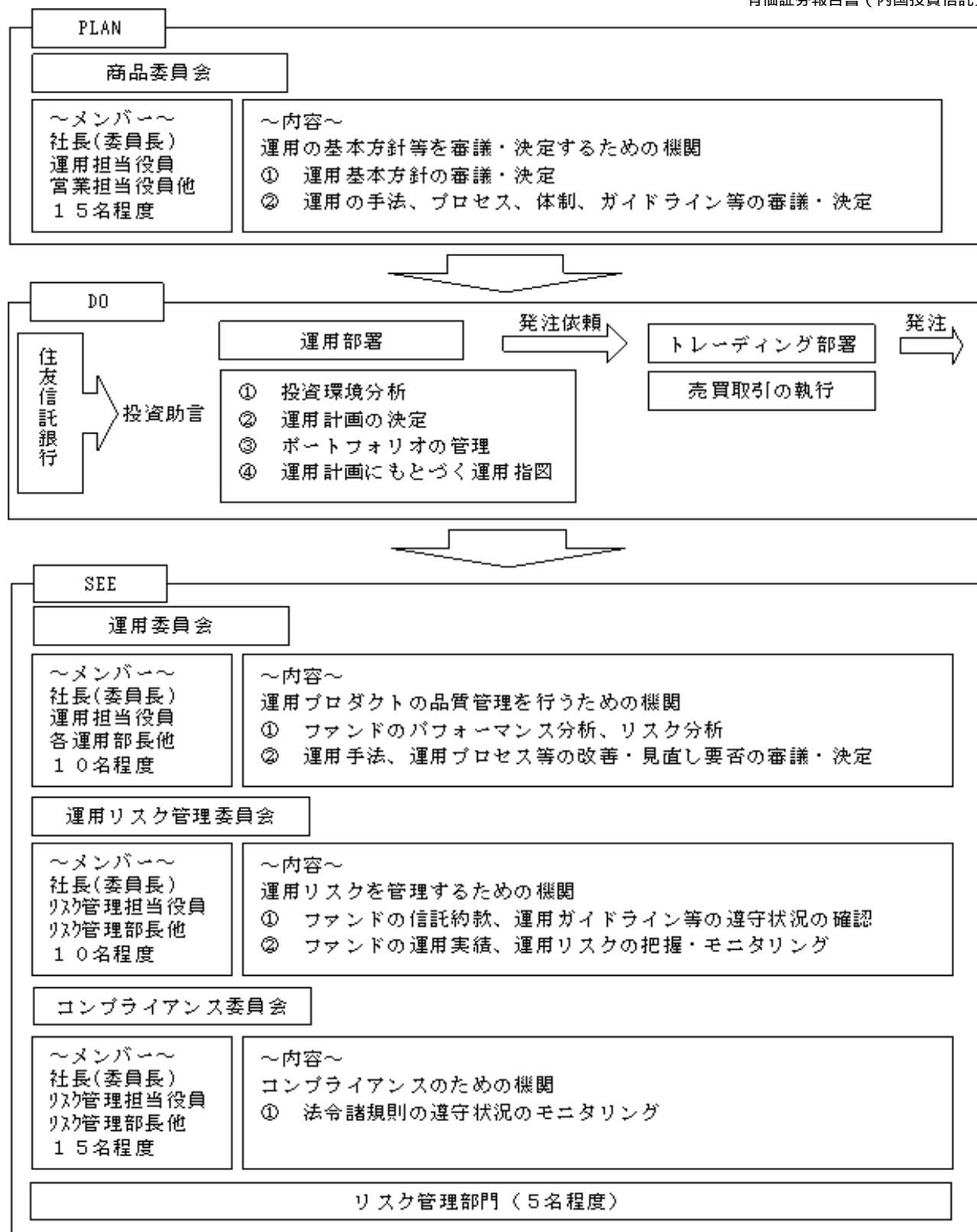
4. 手形割引市場において売買される手形

（二）上記（ロ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を上記（八）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

実質的な運用を行うマザーファンドの運用体制は以下の通りであり、そのベビーファンドである本ファンドも同様の運用体制となっております。

記載された体制、会議・部署の名称、人員等は、本書提出日現在のものであり、今後、変更されることがあります。



[PLAN(計画)]

ファンドの運用基本方針、運用手法、運用プロセス等は、社長を委員長とし、運用担当役員、営業担当役員、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成される商品委員会において決定されます。

[DO(実行)]

ファンドの運用計画は、商品委員会において決定された運用基本方針、運用手法、運用プロセス、運用ガイドライン等に則り、各運用部において、ファンドマネジャーによって起案され、各運用部長が決定します。ファンドマネジャーは、運用計画に沿って運用の指図を行います。

売買の執行は、運用部署から独立したトレーディング部署が行います。

[SEE(検証)]

毎月開催される運用委員会において、ファンドのパフォーマンス分析、リスク分析を通じて、運用プロダクトのクオリティーコントロールを行います。

また、ファンドの信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況の確認、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリングを行う機関として、運用リスク管理委員会を毎月開催します。運用リスク管理委員会は、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長等10名程度で構成されます。

また、法令諸規則等遵守状況は、コンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会は、原則として毎月開催され、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成されます。

なお、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリング、法令諸規則や信託約款等の遵守状況の確認は、運用部署から独立したリスク管理部が行います。（5名程度）

(4)【分配方針】

（イ）分配方針

毎決算時に、原則として、以下の方針にもとづき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、基準価額が下落した場合や分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

（ロ）収益の分配

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1)投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とみなし配当等収益との合計額から諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2)売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

前記におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（ハ）収益分配金の支払い

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者については、収益分配金は、自動的に本ファンドの受益権に再投資されます。この場合、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われ、指定販売会社は、受益者と別に定める「自動けいぞく投資約款」にもとづき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

収益分配金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

(イ) 投資信託約款にもとづく投資制限

- 1) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 2) 株式への直接投資は行いません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 3) 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 4) 同一銘柄の投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄にS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。（投資信託約款の「運用の基本方針」ならびに投資信託約款第19条）
- 5) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 6) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができ、この指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第20条）
- 7) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。この指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。（投資信託約款第22条）
- 8) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および

有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。（投資信託約款第28条）

前記3)、4)および5)における「実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対するマザーファンドの投資信託財産に属する当該各資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。7)における「投資信託財産に属するとみなした額」も同様です。

（ロ）法律等で規制される取引等

委託者は、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める運用上の禁止行為または規制事項のうち後記される利害関係人との取引制限を除く主なものは以下の通りです。

＜同一の法人の発行する株式への投資制限＞（投資信託及び投資法人に関する法律）

運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する同一法人の発行する株式に係る議決権の総数が、当該法人の総発行株式の数に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図してはならない。

＜デリバティブ取引に係る投資制限＞（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならない。

3【投資リスク】

（1）本ファンドのもつ主なリスク

投資信託商品はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また、収益や利回り等も未確定の商品です。従いまして、以下に記載する本ファンドのリスク要因を充分にご理解頂いたうえ、本ファンドの受益権への取得申込みを行ってください。

（イ）本ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構による保護の対象ではなく、また、第一種金融商品取引業を行う者以外でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本ファンドは、元本が保証されているものではないために、投資した資産の減少を含むリスクは、本ファンドの受益者に帰属します。

（ロ）本ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスク要因としては、主として次のようなものがあります。

価格変動リスク

・本ファンドは、マザーファンドを通じて組み入れた有価証券等の値動きにより基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産をマザーファンド受益証券以外の有価証券等に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。

海外リートの価格変動リスク

・本ファンドはマザーファンドを通じて海外リートに投資を行います。市場の需給、不動産市況、金利変動、為替変動などの要因により組み入れた海外リートの価格が変動しますので、基準価額が影

響を受け、投資元本を割り込むことがあります。海外リートの主な価格変動要因は、以下の通りです。

海外リートの主な価格変動要因

（市場の需給）

海外リートの大量発行などから需給バランスが崩れることがあります。また金利の上昇や株式市場の強気見通しなどから、確定利回り商品や株式など、他の金融商品との相対的な投資価値の低下が起こることがあります。

（不動産市況）

不動産市況の変化は賃貸料収入や売買価格の変動を通じて海外リートに大きな影響を与えます。

（金利）

金利の上昇は、コスト増となり悪影響を与えます。また金利の上昇により、他の金融資産との比較で海外リートが忌避される場合には、海外リートの価格には不利に作用します。

（為替）

海外リートは外貨建てであり、為替レートの変動に起因する損失を被る可能性があります。

（配当金の変動リスク）

海外リートの配当原資は保有不動産からの収入ですが、賃貸料の減少、空室率の上昇、コスト増等により、収入が減少するリスクがあり、したがって配当金が大きく変動するリスクがあります。

（流動性リスク）

一般に海外リートは上場株式等に比べ流動性が低いものが少なくなく、上場株式等に比べ価格変動率が高いものがあります。その結果、望んだ時期や規模の売買ができなかったり、適正な価格で売買できないリスクがあります。

（債務に関するリスク）

債務負担行為を行って不動産に投資している場合、調達条件の悪化やロールオーバーできないリスクがあります。

（希薄化リスク）

海外リートは投資証券を追加発行することがあり、その場合1単位あたりの収益が低下するリスクがあります。

（カントリーリスク）

投資先国の通貨・資本規制等によって悪影響が生ずるリスクがあります。

（関係者に関するリスク）

- ・運用会社やプロパティ・マネジャー、リース業者など、関係者が適切な運営・管理・価値向上ができないリスクがあります。

また、関係者の利益相反には留意が必要です。以下はその主なものです。

- ・運用会社の株主や役職員が自らの不動産を自らに有利な条件で購入させるような行為
- ・運用会社の株主や役職員が自らの関係者を有利な条件でプロパティ・マネジャーにする行為
- ・運用会社の株主や役職員が自らの関係者を有利な条件でリース業者にしたり、テナントに優先的に紹介する行為
- ・金融機関が自ら保有する海外リートの融資条件を当該金融機関に有利にする行為等

（税務リスク）

税制の変更や税当局の解釈によって、海外リートに対する税負担が増大するリスクがあります。

（個別不動産リスク）

海外リートは個別不動産の集合体であるため、個別不動産のリスクが顕在化した場合、その影響を受けます。特に組入比率の大きい不動産においてリスクが顕在化した場合や、保有する複数の不動産で同時期にリスクが顕在化した場合には、海外リートの価格への影響は大きなものとなります。なお個別不動産の持つ主なリスクは以下の通りです。

<流動性>

不動産は流動性が低く、物件の個別性が強いいため、売却または取得に際しては時間とコストを要し、場合によっては売却できない可能性もあります。

また、投資方針に適した物件の取得や処分ができないリスクもあり、適正な条件で売買できないリスクもあります。

<実勢価格の乖離>

不動産は評価の方法や時期によって評価額が異なるリスクがあります。また実際の取引価格が適正と考えられる評価額と乖離するリスクがあります。

<物件の偏在リスク>

地域や物件のタイプが偏るリスクがあり、特定の地域や物件タイプの影響を大きく被るリスクがあります。

<欠陥・瑕疵>

権利関係、地盤地質、構造等に欠陥や瑕疵が存在する可能性があります。特に不動産は権利関係が複雑な場合があり、より大きな影響を受けることがあります。

<共有・区分所有>

物件を共有や区分所有した場合、不動産の管理・運営で制約を受けることがあります。特に持ち分の譲渡にあたり、一定の規定がある場合など、売却までに時間を要するリスクがあります。共有物件や区分所有物件特有の各種の法的・実務的リスクについて留意が必要です。

<賃貸料の債務不履行リスク>

テナントによる賃貸料の支払いが遅延するリスクがあります。さらに、履行されない場合は収益に大きな悪影響を及ぼします。テナントのデフォルトには留意が必要です。

<賃貸料の減少リスク>

- ・経済環境等の変化により、賃貸料が低下するリスクがあります。賃貸料については、相対で決定されるため期待した賃貸料とならないリスクがあります。特に大手のテナントの場合、テナント側に有利に作用する場合があります。
- ・長年入居しているテナントについて、市場水準に急激に合わせることは困難な場合があります。
- ・契約期間中の賃貸料の上昇は困難な場合が多く、市場水準と賃貸料にタイムラグが発生します。
- ・市場に比べ有利な賃貸借契約が更新時に市場水準に戻されるリスクがあります。
- ・賃貸借契約終了後、契約の更新や新たな入居者の獲得ができない場合、賃貸料収入が減少します。特に商業用の場合、地区・地域の人口動態や同業との競合状況などの影響を大きく受けます。

<税務リスク>

税制の変更や税当局の解釈によって、保有不動産に対する税負担が増大するリスクがあります。

<法・諸規制の変更>

環境や障害者保護に関する法・諸規制や、防災等に関する法・諸規制の変化で、コスト増が発生するリスクがあります。また地域計画に関する法・諸規制の変化で、保有不動産の権利が制約されるリスクがあります。

<劣化リスク>

不動産の滅失、毀損、劣化などに対する修繕で、想定以上のコストを要するリスクがあります。

<事故リスク>

保有不動産が他人の生命や財産に損害を与える可能性があり、損害賠償責任が発生するリスクがあります。損害保険契約がない場合や、契約を上回る損害が発生した場合は損失を被ります。

<天変地異>

自然災害により、不動産が滅失したり価格が下落することがあります。また、テナントの賃貸料の支払能力が大きく低下するリスクがあります。損害保険契約がない場合や、契約を上回る損害が発生した場合は損失を被ります。

為替リスク

- ・本ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資を行います。通貨の価格変動等の影響により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。例えば、マザーファンドを通じて組み入れた有価証券等の価格が表示通貨建では値上がりしていても、その通貨に対して円高となった場合は円建の評価額が減価し、基準価額が下落する場合があります。また、本ファンドの資産を外貨建資産に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。

カントリーリスク

- ・マザーファンドを通じて外貨建資産への投資を行う場合、当該国・地域の政治・経済、社会制度、対外関係等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産を外貨建資産に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。

信用リスク

- ・マザーファンドを通じて組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産をマザーファンド受益証券以外の有価証券等に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。また、マザーファンドおよび本ファンドが、コール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

- ・本ファンドは、市場規模が比較的小さい市場に投資を行うため、流動性の低下により、組入れ有価証券等が本来想定される価格とは乖離した水準で取引が行われることがあり、このため、基準価額が大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。

その他のリスク

- ・本ファンドは、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の下落により基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。
- ・本ファンドは、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）への連動を目指しますが、本ファンドへの入出金の影響、組入比率が100%でない影響、本ファンドの銘柄ごとの組入比率とS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の構成銘柄のウエイトが異なること、売買コストや信託報酬等の影響などから、ベンチマークから乖離する可能性があります。
- ・本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドによる多額の追加設定および一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変更等により、基準価額が大きく変動し、結果として投資元本を割り込むことがあります。
- ・本ファンドのご換金の請求は指定販売会社において毎営業日受け付けますが、ご換金の請求日がニューヨークまたはロンドンの銀行もしくは取引所の休業日に該当する場合、ならびに翌営業日がシドニーの銀行もしくは取引所の休業日に該当する場合においては、当該請求には応じませんのでご注意ください。ニューヨーク、ロンドン、シドニーの銀行および取引所の休業日については委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.sumishinam.co.jp/

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

(2) リスク管理体制

(イ) 投資リスクに関する管理基準

基本方針を遵守した運用を行うため、ファンドごとにリスク管理項目を規定しています。

運用の基本方針	投資信託約款等にしたがって、ファンド運用上遵守すべき基本事項を定めたもの
運用ガイドライン	運用の基本方針にもとづき、運用目標やリスク管理目標等の、ファンドの運用管理基準を定めたもの

[マザーファンドのリスク管理基準]

- ・以下の項目ごとにリスク管理を行います。

〔項目〕マザーファンドの銘柄別構成比率と市場構成比率との乖離 等
同一銘柄への投資割合

- ・パフォーマンスの要因分析を行います。

〔項目〕トラッキングエラー 実績値
為替評価日格差要因

マザーファンドの資金動向要因 等

「トラッキングエラー」とは、運用実績とベンチマークとがどの程度乖離したかを示す指標をいいます。

- ・分析結果は、月次で運用リスク管理委員会に報告されており、客観的なチェックが行われております。

(ロ) リスク管理体制

明確なPLAN-DO-SEEプロセスにより、投資リスクの管理を行っています。

実質的な運用を行うマザーファンドのリスク管理体制は前記「2投資方針 (3)運用体制」に記載されている通りであり、そのベビーファンドである本ファンドも同様のリスク管理体制となっております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。本書提出日現在、申込手数料はありません。

申込手数料については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.sumishinam.co.jp/

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬総額	配分		
	委託者	指定販売会社	受託者
純資産総額に対して 年率0.861% (税抜 0.82%)	純資産総額に対して 年率0.399% (税抜 0.38%)	純資産総額に対して 年率0.399% (税抜 0.38%)	純資産総額に対して 年率0.063% (税抜 0.06%)

「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。以下同じ。

信託報酬は信託期間を通じて毎日計算し、投資信託財産の費用として計上します。

上記により日々計算された信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

マザーファンド等を通じて実質的に組み入れる海外リートは上場投資信託で市場の需給により価格形成されるため、組入海外リートでの費用負担を加えた実質的な負担の水準は表示しておりません。

(4) 【その他の手数料等】

- (イ) ご解約時には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として当該基準価額から控除します。

「信託財産留保金」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から頂く一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。以下同じ。

- (ロ) 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用（消費税等を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。投資信託約款の定めにもとづいて、資金の借入れを行う場合の利息も同様です。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）

- (ハ) 証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料（消費税等を含みます。）または税金、先物・オプション取引に要する費用（消費税等を含みます。）、組入資産の保管に要する費用（消費税等を含みます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）

- (ニ) 投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に0.00525%（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。なお、費用の計算方法および支弁時期は本書提出日現在のものであり、今後変更されることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、平成20年11月末日現在の税法にもとづき、平成21年1月1日以降は以下の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

個人の受益者に対する課税

・解約益・償還益・収益分配金

個人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、配当所得として課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の取扱いとなります。

- (イ) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となります。ただし、平成21年および平成22年において、他の上場株式等（上場株式、上場ETF、上場REITおよび公募株式投資信託等を含みます。以下同じ。）を含めた配当所得の

合計額が年間100万円を超える場合には確定申告が必要となります。この場合、総合課税に替えて申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。（平成23年以降は、金額に関らず20%（所得税15%および地方税5%）となります。）

- （ロ）換金時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、平成21年および平成22年において、その年における他の上場株式等を含めた譲渡所得の合計額のうち500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については、20%（所得税15%および地方税5%）となります。（平成23年以降は、金額に関らず20%（所得税15%および地方税5%）となります。）なお、平成21年および平成22年において、特定口座（源泉徴収あり）を利用している場合でも、その年における他の上場株式等を含めた譲渡所得の合計額が500万円を超える場合には確定申告が必要となります。

< 損益通算について >

ご解約による換金および償還により発生した損益、買取請求による換金を行った際の譲渡損益は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の譲渡損益および配当所得と通算することができ、また、控除しきれない損失金額については、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。

詳しくは指定販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

・ 解約益・償還益・収益分配金

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびにご解約による換金時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは、7%（所得税7%）の税率により源泉徴収されます。（地方税はありません。）源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

平成21年4月1日以降は、税率は15%（所得税15%）となります。

・ 買取請求による譲渡益

法人受益者による買取請求による譲渡益については、全額が法人税の課税対象となります。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の指定販売会社で取得する場合については、各指定販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一指定販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合に

は、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成20年11月28日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
住信 グローバルREITインデックス マザーファンド	日本	1,001,356,059	99.88
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,210,869	0.12
合計(純資産総額)		1,002,566,928	100.00

(注)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

「STAM グローバルREITインデックス・オープン」は、「住信 グローバルREITインデックス マザーファンド」を主要投資対象にしており、マザーファンドの平成20年11月28日現在の投資状況は以下のとおりです。

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	アメリカ	624,889,950	56.56
	オーストラリア	169,808,661	15.37
	イギリス	91,096,742	8.25
	フランス	79,636,185	7.21
	オランダ	25,527,959	2.31
	シンガポール	22,611,349	2.05
	香港	21,888,942	1.98
	カナダ	21,369,301	1.93
	ベルギー	13,523,849	1.22
	ニュージーランド	5,408,225	0.49
	イタリア	665,399	0.06
	ギリシャ	538,956	0.05
	ドイツ	399,375	0.04
	小計	1,077,364,893	97.52
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		27,421,903	2.48
合計(純資産総額)		1,104,786,796	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】(平成20年11月28日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

a . 投資有価証券の主要銘柄

国／地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	住信 グローバルREITイン デックス マザーファンド	2,120,169,510	0.5628	1,193,302,357	0.4723	1,001,356,059	99.88

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b．投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.88
合計	99.88

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

「STAM グローバルREITインデックス・オープン」は、「住信 グローバルREITインデックス マザーファンド」を主要投資対象にしており、マザーファンドの平成20年11月28日現在の投資資産は以下のとおりです。

投資有価証券の主要銘柄

a．投資有価証券の主要銘柄

国／地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
オーストラリア	投資証券	WESTFIELD GROUP	92,519	891.44	82,475,448	907.31	83,943,922	7.60
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP	10,892	6,390.00	69,599,909	4,867.76	53,019,674	4.80
フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO	3,891	13,853.95	53,905,753	12,767.43	49,678,109	4.50
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	5,946	7,206.46	42,849,620	6,965.82	41,418,774	3.75
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL PPTY	12,863	3,135.43	40,331,053	3,000.91	38,600,723	3.49
アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	6,490	6,342.80	41,164,774	5,369.34	34,847,068	3.15
イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	22,086	1,609.02	35,536,900	1,364.53	30,137,186	2.73
アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES	5,686	6,065.36	34,487,666	5,248.96	29,845,629	2.70
アメリカ	投資証券	HCP INC	11,947	2,542.44	30,374,579	2,058.88	24,597,522	2.23
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	3,655	6,099.83	22,294,911	5,886.21	21,514,131	1.95
オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	70,302	241.62	16,986,745	263.71	18,539,902	1.68
イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	24,275	902.50	21,908,214	753.98	18,303,106	1.66
アメリカ	投資証券	HEALTH CARE REIT INC	4,838	3,828.55	18,522,568	3,760.45	18,193,078	1.65
香港	投資証券	LINK REIT	102,500	180.58	18,509,834	174.45	17,881,248	1.62
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS AND RESORTS INC	24,663	855.60	21,101,675	724.19	17,860,776	1.62

アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	10,781	1,977.68	21,321,431	1,435.01	15,470,851	1.40
アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVS TRUST	2,797	5,976.59	16,716,543	5,458.19	15,266,585	1.38
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	6,784	2,860.84	19,407,980	2,205.06	14,959,148	1.35
オーストラリア	投資証券	CFS RETAIL PROPERTY TRUST	95,057	117.50	11,169,522	131.23	12,474,434	1.13
オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	208,821	57.14	11,932,505	58.39	12,194,039	1.10
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	3,320	3,574.04	11,865,844	3,429.88	11,387,221	1.03
イギリス	投資証券	LIBERTY INTERNATIONAL PLC	13,402	955.02	12,799,229	802.53	10,755,635	0.97
イギリス	投資証券	HAMMERSON PLC	13,739	1,016.76	13,969,310	756.93	10,399,493	0.94
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST	1,212	7,954.46	9,640,809	8,256.56	10,006,958	0.91
アメリカ	投資証券	NATIONWIDE HEALTH PTYS	4,575	2,509.45	11,480,755	2,164.93	9,904,584	0.90
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	4,809	2,015.19	9,691,093	1,994.87	9,593,354	0.87
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	3,379	3,128.67	10,571,785	2,677.03	9,045,687	0.82
アメリカ	投資証券	UDR INC	6,004	1,573.22	9,445,655	1,468.44	8,816,572	0.80
オランダ	投資証券	CORIO NV	1,997	4,979.55	9,944,170	4,175.92	8,339,323	0.75
アメリカ	投資証券	AMB PROPERTY CORP	4,654	2,120.61	9,869,347	1,699.65	7,910,201	0.72

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ｂ．投資有価証券の種別別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.52
合計	97.52

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ｃ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
第1期計算期間末 (平成20年 5月12日)	(分配付)	1,710,366,137	(分配付)	1.0330
	(分配落)	1,710,366,137	(分配落)	1.0330
第2期計算期間末 (平成20年11月10日)	(分配付)	1,161,201,487	(分配付)	0.5624
	(分配落)	1,161,201,487	(分配落)	0.5624
平成20年 1月末日		1,470,365,550		1.0070
2月末日		1,522,182,035		1.0138
3月末日		1,508,739,570		0.9694
4月末日		1,723,213,799		1.0637

5月末日	1,848,333,178	1.0566
6月末日	1,810,380,313	0.9514
7月末日	1,948,680,116	0.9739
8月末日	1,975,283,893	0.9792
9月末日	1,770,728,858	0.8596
10月末日	1,126,479,324	0.5562
11月末日	1,002,566,928	0.4691

【分配の推移】

期 間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間（平成20年 1月 9日～平成20年 5月12日）	0.0000
第2期計算期間（平成20年 5月13日～平成20年11月10日）	0.0000

【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1期計算期間（平成20年 1月 9日～平成20年 5月12日）	3.3%
第2期計算期間（平成20年 5月13日～平成20年11月10日）	45.6%

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年1月9日 投資信託契約締結、本ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された本ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

1) 申込手続

- (イ) 本ファンドの受益権の取得申込者は、指定販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行います。
- (ロ) 取得申込みは、申込期間における毎営業日に、本邦にある指定販売会社の本支店・出張所で受け付けます。ただし、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの銀行もしくは取引所の休業日に該当する場合、ならびに翌営業日がシドニーの銀行もしくは取引所の休業日に該当する場合においては、取得の申込みは受け付けないものとします。
- (ハ) 取得申込みの受付時間は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時（わが国の取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付になります。
- (ニ) 本ファンドの受益権の販売価額は、原則として取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- (ホ) 申込代金の払込みについては、指定販売会社が指定する期日までに申込みの指定販売会社に支払うものとします。
- (ヘ) 申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、取得申込者は指定販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を別途締結します。なお、指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。指定販売会社によって取扱いコースが異なる場合があります。指定販売会社の取扱いコースについては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.sumishinam.co.jp/

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

なお、指定販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。当該サービスを利用する場合には指定販売会社との間で「自動購入サービス」に関する取り決め（指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる

る契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）

を行うものとします。

- (ト) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2) 申込単位

申込単位については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

3) 申込手数料

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。本書提出日現在、申込手数料はありません。

申込手数料については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

2 【換金（解約）手続等】

1) 受益権の買取請求

本ファンドのご換金の方法は、ご解約の請求のほか受益権の買取の方法によることができます。ただし、受益権の買取は指定販売会社によっては行わない場合がありますので、詳細については指定販売会社にお問い合わせください。

2) 受益権のご解約の請求

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

- (イ) 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者にご解約の請求をすることができます。ご解約の請求は、原則として毎営業日受け付けますが、当該請求の日がニューヨークまたはロンドンの銀行もしくは取引所の休業日に該当する場合、ならびに翌営業日がシドニーの銀行もしくは取引所の休業日に該当する場合においては、当該請求を受け付けないものとします。

ご解約の請求の受付時間は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時（わが国の取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付になります。また、解約単位は、指定販売会社によって異なります。

- (ロ) 受益者が前記のご解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- (ハ) 委託者は、前記(イ)のご解約の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (ニ) ご解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。すなわち、解約価額＝解約請求受付日の翌営業日の基準価額－信託財産留保金＝解約請求受付日の翌営業日の基準価額－（解約請求受付日の翌営業日の基準価額×0.05%）となります。
- (ホ) ご解約の受取金額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた額（解約代金）となります。
- (ヘ) 解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から指定販売会社において支払います。
- (ト) 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前記(イ)によるご解約の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けたご解約の請求の受付を取り消すことができます。
- (チ) 前記(ト)により、ご解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権のご解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご解約の請求を受け付けたものとして、前記(ニ)の規定に準じて計算された価額とします。
- (リ) 解約単位およびご解約の価額に関する投資家の皆様による照会方法等につきましては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。
- <お問い合わせ先>
- 住信アセットマネジメント株式会社
- ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>
- フリーダイヤル：0120-417434
- （なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1)基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する有価証券（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）、金融商品等のすべての資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たり純資産価額をいいます。なお、投資信託財産に属する有価証券等の資産の時価評価は、原則として法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価します。

[主要な投資対象の評価方法]

- ・本ファンドの主要な投資対象であるマザーファンド受益証券の評価方法

原則として本ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

- ・マザーファンドの主要な投資対象である海外リートの評価方法

原則として取引所における計算時において知り得る直近の日（本ファンドの基準価額計算日の前日）の最終相場で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2)基準価額の算出頻度

基準価額は、委託者の営業日において日々算出されます。

3)基準価額に関する投資者による照会方法等

基準価額は、委託者および指定販売会社で入手できます。投資家の皆様による照会方法等につきましては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

なお、基準価額は、翌日の日本経済新聞に表記を「グ R T イ」として掲載されます。ただし、表示は1万口あたりに換算した価額で行われます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は、平成20年1月9日から、投資信託約款第4条の規定による信託終了の日までとします。（原則無期限）

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、原則として、毎年5月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年5月10日までとします。（第1計算期間は、平成20年1月9日から平成20年5月12日までとします。）ただし、当該計算期間終了の該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

1)信託の終了

（イ）(a)委託者は、投資信託約款に定める信託終了前に、受益権の残存口数が5億口を下回ることとなった場合もしくはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)委託者は、上記(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(c)上記(b)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d)上記(b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e)上記(b)から(d)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録によ

り同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

- (ロ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ハ) 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、後記「2)投資信託約款の変更等（イ）(b)」の書面決議で否決された場合を除き、この信託はその委託者と受託者との間において存続します。
- (ニ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した後、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

2)投資信託約款の変更等

- (イ) (a)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b)委託者は、上記(a)の事項（上記(a)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c)上記(b)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d)上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f)上記(b)から(e)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g)上記(a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- (ロ) 委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）に記載されている手続きにしたがいます。

3)指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の更改等に関する手続

指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、契約満了日の3ヶ月前までに別段の意思表示のないときは、同一条件にて自動的に1年間更新され、以後も同様とします。期間の途中において必要あるときは、契約の一部を変更することができます。

4)運用報告書

委託者は、計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

5)信託事務処理の再信託

受託者は、本ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類にもとづいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

本ファンドの受益者が有する主な権利は以下の通りです。なお、本ファンドの受益権の1口当たり投資信託財産持分は、すべて均等かつ同一であり、取得申込日の前後等により受益者間で1口当たり持分の差異が生じることはありません。

1)収益分配金請求権

受益者は、委託者が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。収益分配金の支払いは指定販売会社の営業所等において行います。

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者については、収益分配金は、自動的に本ファンドの受益権に再投資されます。この場合、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われ、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属するものとします。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

2)償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。償還金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行われます。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

3)換金請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、ご解約の請求をすること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

4)反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約また

は重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

5)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託者に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

なお、受益者には、受益者集会の権利はありません。

第4【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成20年1月9日から平成20年5月12日まで)及び第2期計算期間(平成20年5月13日から平成20年11月10日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

S T A M グローバルREITインデックス・オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成20年5月12日現在)	第2期 (平成20年11月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,999,373	9,345,934
親投資信託受益証券	1,701,003,047	1,160,045,092
未収利息	214	71
流動資産合計	1,717,002,634	1,169,391,097
資産合計	1,717,002,634	1,169,391,097
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,108,966	601,498
未払受託者報酬	329,282	551,869
未払委託者報酬	4,170,851	6,990,315
その他未払費用	27,398	45,928
流動負債合計	6,636,497	8,189,610
負債合計	6,636,497	8,189,610
純資産の部		
元本等		
元本	1,655,784,431	2,064,784,561
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	54,581,706	903,583,074
元本等合計	1,710,366,137	1,161,201,487
純資産合計	1,710,366,137	1,161,201,487
負債純資産合計	1,717,002,634	1,169,391,097

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 平成20年 1 月 9 日 至 平成20年 5 月12日)	第2期 (自 平成20年 5 月13日 至 平成20年11月10日)
営業収益		
受取利息	4,936	16,325
有価証券売買等損益	57,036,148	969,366,053
営業収益合計	57,041,084	969,349,728
営業費用		
受託者報酬	329,282	551,869
委託者報酬	4,170,851	6,990,315
その他費用	27,398	45,928
営業費用合計	4,527,531	7,588,112
営業利益又は営業損失（ ）	52,513,553	976,937,840
経常利益又は経常損失（ ）	52,513,553	976,937,840
当期純利益又は当期純損失（ ）	52,513,553	976,937,840
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	357,554	110,930,876
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	54,581,706
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,425,707	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,541	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,415,166	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	92,157,816
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,729,255
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	89,428,561
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	54,581,706	903,583,074

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1期 (自 平成20年1月 9日 至 平成20年5月12日)	第2期 (自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月10日)
1 資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法により親投資信託受益 証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2 その他	当ファンドの計算期間は、原則と して毎年5月11日から11月10日 まで及び11月11日から翌年5月10日 までであります。ただし、第1期計 算期間は約款に記載のとおり、平 成20年1月9日(設定日)から平成20 年5月12日までとなっております。	—

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 (平成20年5月12日現在)	第2期 (平成20年11月10日現在)
1 期首元本額	1,426,453,319円	1,655,784,431円
期中追加設定元本額	250,399,293円	780,711,576円
期中一部解約元本額	21,068,181円	371,711,446円
期末元本額	1,655,784,431円	2,064,784,561円
2 元本の欠損	—	純資産額は、元本を903,583,074 円下回っております。
3 計算期間末日における受益権の総数	1,655,784,431口	2,064,784,561口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第 1 期 (自 平成20年1月 9日 至 平成20年5月12日)	第 2 期 (自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月10日)
分配金の計 算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益 (21,464,108円、本ファンドに帰属すべき親投 資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越 欠損補填後の有価証券売買等損益(30,691,891 円)、収益調整金(2,425,707円)及び分配準備積 立金(0円)により、分配対象収益は54,581,706 円(1万口当たり329円64銭)であります。分配 は見送りとさせていただきます。	計算期間末における経費控除後の配当等収益 (36,559,436円、本ファンドに帰属すべき親投 資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越 欠損補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益 調整金(24,828,978円)及び分配準備積立金 (43,616,317円)により、分配対象収益は 105,004,731円(1万口当たり508円55銭)であ りますが、分配は見送りとさせていただきます。

(有価証券に関する注記)

第1期(平成20年5月12日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,701,003,047	57,273,570
合 計	1,701,003,047	57,273,570

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、決算日現在の評価換え額です。

第2期(平成20年11月10日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,160,045,092	883,707,490
合 計	1,160,045,092	883,707,490

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、決算日現在の評価換え額です。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

第 1 期 (自 平成20年1月 9日 至 平成20年5月12日)	第 2 期 (自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月10日)
該当事項はありません。	同左

取引の時価等に関する事項

第 1 期 (平成20年5月12日現在)	第 2 期 (平成20年11月10日現在)
—	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期 (自 平成20年1月 9日 至 平成20年5月12日)	第 2 期 (自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月10日)
当計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。	同左

(1口当たり情報)

第1期 (平成20年 5月12日現在)	第2期 (平成20年11月10日現在)
------------------------	------------------------

1口当たり純資産額 = 1.0330円	1口当たり純資産額 = 0.5624円
---------------------	---------------------

(4)【附属明細表】(平成20年11月10日現在)

1)有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)
親投資信託受益証券	住信 グローバルREITインデックス マザーファンド	2,049,187,586	1,160,045,092
合計		2,049,187,586	1,160,045,092

2)信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3)デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「STAM グローバルREITインデックス・オープン」は、「住信 グローバルREITインデックス マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、「住信 グローバルREITインデックス マザーファンド」の受益証券です。

「住信 グローバルREITインデックス マザーファンド」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「住信 グローバルREITインデックス マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

(単位：円)

	(平成20年 5月12日現在)	(平成20年11月10日現在)
区 分	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	49,557,867	61,452,874
コール・ローン	28,756,854	28,945,190
投資証券	1,742,738,546	1,223,495,566
未収入金	9,294	13,489
未収配当金	5,024,928	5,122,982

未収利息	385	220
流動資産合計	1,826,087,874	1,319,030,321
資産合計	1,826,087,874	1,319,030,321
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	110,392	—
未払金	17,617,079	39,313,844
流動負債合計	17,727,471	39,313,844
負債合計	17,727,471	39,313,844
純資産の部		
元本等		
元本	1,745,757,319	2,260,529,061
剰余金		
剰余金	62,603,084	980,812,584
剰余金合計	62,603,084	980,812,584
元本等合計	1,808,360,403	1,279,716,477
純資産合計	1,808,360,403	1,279,716,477
負債・純資産合計	1,826,087,874	1,319,030,321

(注)「住信 グローバルREITインデックス マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年11月11日から翌年11月10日までであり、「STAM グローバルREITインデックス・オープン」の計算期間とは異なっております。
上記の表は、平成20年5月12日及び平成20年11月10日現在の同マザーファンドの貸借対照表です。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(自 平成20年1月 9日 至 平成20年5月12日)	(自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月10日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)外国為替予約 個別法に基づき、時価評価しております。	(1) 投資証券 同左 (2)外国為替予約 同左

2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として我が国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条及び第61条に基づいております。	同左
3 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として、当該投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、まだ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

	(平成20年5月12日現在)	(平成20年11月10日現在)
1. 期首元本額	1,426,453,319円	1,426,453,319円
期中追加設定元本額	324,776,268円	1,065,334,396円
期中一部解約元本額	5,472,268円	231,258,654円
期末元本額	1,745,757,319円	2,260,529,061円
期末における元本額の内訳		
SBI 資産設計オープン（資産成長型）	79,342,323円	183,527,053円
SBI 資産設計オープン（分配型）	23,278,958円	26,726,764円
STAM グローバルREITインデックス・オープン	1,642,053,333円	2,049,187,586円
すみしん DC グローバルREIT インデックス・オープン	984,134円	974,590円
すみしん DCマルチアセット ファンド	98,571円	113,068円
2. 元本の欠損	—	純資産額は、元本を980,812,584円下回っております。
3. 計算期間末日における受益権の総数	1,745,757,319口	2,260,529,061口

(有価証券に関する注記)

当計算期間末(平成20年5月12日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	1,742,738,546	101,371,388

合 計	1,742,738,546	101,371,388
-----	---------------	-------------

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

当計算期間末(平成20年11月10日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	1,223,495,566	643,407,462
合 計	1,223,495,566	643,407,462

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

(自 平成20年1月 9日 至 平成20年5月12日)	(自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月10日)
1. 取引の内容、取引に対する取組方法及び取引の利用目的 当ファンドは、約款に基づき投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。 当ファンドの利用することができるデリバティブ取引は、外国為替予約取引であります。 2. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 当ファンドのデリバティブ取引には、市場リスクと信用リスクがあります。デリバティブ取引の執行は、取引権限を定めた社内ルールに従い行っており、市場リスクの管理については、ポジションやリスク評価額を日々算出し、リスクをコントロールする体制としています。 3. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	1. 取引の内容、取引に対する取組方法及び取引の利用目的 同左 2. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 同左 —

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位：円)

区 分	種 類	(平成20年5月12日現在)				(平成20年11月10日現在)			
		契約額等	うち 1年超	時 価	評価損益	契約額等	うち 1年超	時 価	評価損益
市 場	為替予約取引								

取	買 建								
引									
以	アメリカドル	10,000,000	-	9,926,683	73,317	-	-	-	-
外	ユーロ	1,000,000	-	996,353	3,647	-	-	-	-
の	イギリスポンド	1,000,000	-	989,831	10,169	-	-	-	-
取	オーストラリアドル	3,000,000	-	2,976,741	23,259	-	-	-	-
引			-			-	-	-	-
合 計		15,000,000	-	14,889,608	110,392	-	-	-	-

(注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち該当日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、該当日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成20年1月 9日 至 平成20年5月12日)	(自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月10日)
当計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。	同左

(1口当たり情報)

(平成20年5月12日現在)	(平成20年11月10日現在)
1口当たり純資産額 = 1.0359円	1口当たり純資産額 = 0.5661円

(3)附属明細表(平成20年11月10日現在)

1)有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数(口)	評価額	備考
----	----	----	-------	-----	----

投資証券	アメリカドル	ACADIA REALTY TRUST	1,422.00	22,723.56	
		AGREE REALTY CORP	328.00	6,189.36	
		ALEXANDER'S INC	91.00	31,176.60	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	1,427.00	95,223.71	
		AMB PROPERTY CORP	4,358.00	98,185.74	
		AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	1,874.00	45,407.02	
		AMERICAN LAND LEASE INC	305.00	1,909.30	
		APARTMENT INVEST & MGMT	3,807.00	54,211.68	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	5,324.00	11,127.16	
		ASSOCIATED ESTATES REALTY CP	620.00	5,183.20	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	3,423.00	220,270.05	
		BIOMED REALTY TRUST INC	3,189.00	44,454.66	
		BOSTON PROPERTIES	5,325.00	341,865.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	3,881.00	31,824.20	
		BRE PROPERTIES-CL A	2,268.00	74,503.80	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	2,363.00	78,664.27	
		CAPLEASE INC	1,909.00	9,964.98	
		CBL & ASSOCIATES PRTYS	2,923.00	21,513.28	
		CEDAR SHOPPING CENTERS INC	1,938.00	16,996.26	
		COGDELL SPENCER INC	664.00	7,775.44	
		COLONIAL PROPERTIES TRUST	2,135.00	16,930.55	
		CORPORATE OFFICE PPTYS	2,121.00	61,381.74	
		COUSINS PROPERTIES INC	1,939.00	27,727.70	
		DCT INDUSTRIAL TRUST INC	7,731.00	37,340.73	
		DEVELOPERS DIVERSIFIED RLTY	5,348.00	51,447.76	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	4,130.00	18,791.50	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	3,165.00	104,539.95	
		DOUGLAS EMMETT INC-W/I	5,401.00	80,636.93	
		DUKE REALTY CORP	6,531.00	86,078.58	
		DUPONT FABROS TECHNOLOGY INC	1,352.00	3,718.00	
		EASTGROUP PROPERTIES, INC	1,097.00	38,022.02	
		EDUCATION REALTY TRUST INC	1,217.00	5,671.22	
		ENTERTAINMENT PROPERTIES TRUST	1,461.00	49,279.53	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	1,083.00	43,200.87	
		EQUITY ONE INC	1,362.00	19,749.00	
		EQUITY RESIDENTIAL PPTY	12,048.00	398,306.88	
		ESSEX PROPERTY TRUST	1,135.00	94,829.25	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	3,643.00	40,910.89	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	2,620.00	165,295.80	
		FELCOR LODGING TRUST INC	2,741.00	6,605.81	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	1,995.00	18,034.80	
		FIRST POTOMAC REALTY TRUST	1,101.00	10,657.68	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES CORP	2,609.00	28,046.75	
		GENERAL GROWTH PROPERTIES	10,111.00	20,929.77	
		GETTY REALTY CORP	729.00	13,785.39	

GLADSTONE COMMERCIAL CORP	365.00	4,620.90	
GLIMCHER REALTY TRUST	1,590.00	7,186.80	
GRAMERCY CAPITAL CORP	1,874.00	3,766.74	
HCP INC	11,190.00	301,794.30	
HEALTH CARE REIT INC	4,532.00	182,775.56	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	2,256.00	51,978.24	
HERSHA HOSPITALITY TRUST	2,015.00	7,677.15	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	2,548.00	60,999.12	
HOME PROPERTIES INC	1,416.00	53,199.12	
HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	4,161.00	39,279.84	
HOST HOTELS AND RESORTS INC	23,100.00	209,517.00	
HRPT PROPERTIES TRUST	9,986.00	35,050.86	
INLAND REAL ESTATE CORP	2,549.00	27,427.24	
INVESTORS REAL ESTATE TRUST	2,502.00	24,394.50	
KILROY REALTY CORPORATION	1,450.00	43,456.50	
KIMCO REALTY CORP	10,098.00	212,158.98	
KITE REALTY GROUP TRUST	1,226.00	6,706.22	
LASALLE HOTEL PROPERTIES	1,748.00	22,811.40	
LEXINGTON CORP PROPERTIES	2,780.00	20,989.00	
LIBERTY PROPERTY TRUST	4,133.00	91,917.92	
LTC PROPERTIES INC	988.00	21,479.12	
MACERICH CO/THE	3,324.00	97,260.24	
MACK-CALI REALTY CORP	2,924.00	68,626.28	
MAGUIRE PROPERTIES INC	2,129.00	6,919.25	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	2,988.00	20,766.60	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,223.00	39,808.65	
MISSION WEST PROPERTIES	767.00	6,105.32	
MONMOUTH REIT -CL A	1,016.00	7,609.84	
NATIONAL RETAIL PROPERTIES	3,266.00	54,117.62	
NATIONWIDE HEALTH PPTYS	4,285.00	113,723.90	
NATL HEALTH INVESTORS INC	1,064.00	31,717.84	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	3,642.00	53,391.72	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	345.00	3,605.25	
PARKWAY PROPERTIES INC	666.00	12,001.32	
PENN REAL ESTATE INVEST TST	1,733.00	17,070.05	
POST PROPERTIES	1,944.00	30,792.96	
PROLOGIS	11,657.00	116,103.72	
PS BUSINESS PARKS INC	675.00	28,343.25	
PUBLIC STORAGE	5,569.00	423,244.00	
RAMCO-GERSHENSON PRTYS	832.00	10,025.60	
REALTY INCOME CORP	4,504.00	95,484.80	
REGENCY CENTERS CORP	3,110.00	117,184.80	
SAUL CENTERS INC	479.00	16,913.49	
SENIOR HOUSING PROP TRUST	5,091.00	84,306.96	
SIMON PROPERTY GROUP	10,201.00	693,157.95	

	SL GREEN REALTY CORP	2,586.00	90,587.58	
	SOVRAN SELF STORAGE INC	984.00	29,785.68	
	STRATEGIC HOTEL CAPITAL INC	3,175.00	10,699.75	
	SUN COMMUNITIES INC	673.00	9,273.94	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	2,261.00	12,005.91	
	SUPERTEL HOSPITALITY INC	751.00	1,757.34	
	TANGER FACTORY OUTLET CENTER	1,406.00	48,802.26	
	TAUBMAN CENTERS INC	2,352.00	75,264.00	
	U STORE IT TR COM	2,188.00	14,878.40	
	UDR INC	5,702.00	94,596.18	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	525.00	17,057.25	
	URSTADT BIDDLE - CL A	976.00	15,772.16	
	VENTAS INC	6,353.00	193,004.14	
	VORNADO REALTY TRUST	6,079.00	408,265.64	
	WASHINGTON REAL ESTATE INVESTMENT	2,199.00	58,779.27	
	WEINGARTEN REALTY INVESTORS	3,323.00	66,327.08	
	WINTHROP REALTY TRUST	2,613.00	7,211.88	
小計		342,331.00	7,392,624.75 (733,348,375)	
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTATE	675.00	10,145.25	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	649.00	6,522.45	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	1,216.00	28,819.20	
	CALLOWAY REAL ESTATE INVESTM	1,633.00	22,698.70	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	1,398.00	20,424.78	
	CAN REAL ESTATE INVEST TRUST	1,314.00	31,194.36	
	CHARTWELL SENIORS HOUSING RE	1,937.00	7,961.07	
	COMINAR REAL ESTATE INV-TR U	985.00	17,336.00	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	522.00	4,614.48	
	DUNDEE REAL ESTATE INVESTMEN	455.00	8,190.00	
	EXTENDICARE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,277.00	5,427.25	
	H&R REAL ESTATE INVESTMENT TRUST-UNIT	3,147.00	29,078.28	
	INNVEST REAL ESTATE INVESTME	1,539.00	7,695.00	
	MORGUARD REAL ESTATE-TR UTS	1,235.00	12,362.35	
	NORTHERN PROPERTY REAL ESTATE	512.00	8,960.00	
	PRIMARIS RETAIL REAL ESTATE	1,288.00	14,683.20	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	4,796.00	77,695.20	
小計		24,578.00	313,807.57 (26,475,944)	

オーストラリアドル	ABACUS PROPERTY GROUP	27,793.00	6,531.35	
	ALE PROPERTY GROUP	3,820.00	10,314.00	
	APN/UKA EUROPEAN RETAIL TRUST	18,815.00	1,975.57	
	ASPEN GROUP	11,106.00	7,218.90	
	BABCOCK & BROWN JAPAN PROPERTY TRUST	23,377.00	10,987.19	
	BUNNINGS WAREHOUSE PROPERTY	10,347.00	15,520.50	
	CENTRO RETAIL GROUP	66,129.00	6,612.90	
	CFS RETAIL PROPERTY TRUST	89,031.00	165,597.66	
	CHALLENGER DIVERSIFIED PROPERTY GROUP	14,092.00	7,891.52	
	CHARTER HALL GROUP	21,579.00	8,955.28	
	COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	63,188.00	75,193.72	
	CROMWELL GROUP	31,390.00	20,874.35	
	DEXUS PROPERTY GROUP	135,183.00	118,961.04	
	GALILEO JAPAN TRUST	17,965.00	3,054.05	
	GOODMAN GROUP	86,424.00	88,152.48	
	GPT GROUP	195,582.00	176,023.80	
	ING INDUSTRIAL FUND	48,237.00	21,706.65	
	ING OFFICE FUND	55,746.00	55,188.54	
	ING REAL ESTATE COMMUNITY LIVING	16,335.00	1,878.52	
	MACQUARIE COUNTRYWIDE TRUST	50,031.00	15,009.30	
	MACQUARIE DDR TRUST	36,646.00	3,664.60	
	MACQUARIE LEISURE TRUST GROU	10,214.00	11,848.24	
	MACQUARIE OFFICE TRUST	88,949.00	31,132.15	
	MIRVAC GROUP	41,456.00	48,503.52	
	MIRVAC REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	21,011.00	9,454.95	
	PRIME RETIREMENT & AGED CARE	25,135.00	5,152.67	
	STOCKLAND	65,845.00	253,503.25	
	THAKRAL HOLDINGS GROUP	14,967.00	9,429.21	
	TISHMAN SPEYER OFFICE FUND	14,431.00	4,617.92	
	TRINITY GROUP	7,877.00	2,875.10	
	VALAD PROPERTY GROUP	69,268.00	5,402.90	
	WESTFIELD GROUP	86,654.00	1,230,486.80	
	WESTPAC OFFICE TRUST-PP	20,240.00	6,881.60	
小計		1,488,863.00	2,440,600.23 (167,718,047)	
イギリスポンド	BIG YELLOW GROUP PLC	3,613.00	10,242.85	
	BRITISH LAND CO PLC	22,736.00	141,076.88	
	BRIXTON PLC	12,025.00	18,849.18	
	DERWENT LONDON PLC	3,715.00	28,939.85	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	8,019.00	20,548.68	
	HAMMERSON PLC	12,868.00	89,947.32	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	20,686.00	228,373.44	
	LIBERTY INTERNATIONAL PLC	12,553.00	82,222.15	
	LOCAL SHOPPING REIT PLC	2,991.00	1,076.76	
	MUCKLOW A&J GROUP PLC	1,339.00	2,888.89	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	1,413.00	3,959.93	

	SEGRO PLC	19,419.00	55,635.43	
	SHAFTESBURY PLC	6,094.00	20,475.84	
	WARNER ESTATE HOLDINGS PLC	2,103.00	1,750.74	
	WORKSPACE GROUP PLC	7,721.00	7,566.58	
小計		137,295.00	713,554.52 (112,156,499)	
香港ドル	CHAMPION REIT	97,000.00	173,630.00	
	FORTUNE REAL ESTATE INVESTME	26,000.00	48,620.00	
	GZI REAL ESTATE INVMNT TRUST	26,000.00	40,300.00	
	LINK REIT	96,000.00	1,413,120.00	
	PROSPERITY REIT	40,000.00	33,600.00	
	REGAL REAL ESTATE INVESTMENT	38,000.00	30,780.00	
	RREEF CHINA COMMERCIAL TRUST	17,000.00	35,530.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	48,000.00	57,600.00	
小計		388,000.00	1,833,180.00 (23,464,704)	
シンガポールドル	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	43,000.00	72,240.00	
	ASCOTT RESIDENCE TRUST	14,000.00	8,540.00	
	CAMBRIDGE INDUSTRIAL TRUST	34,000.00	9,180.00	
	CAPITACOMMERCIAL TRUST	36,000.00	33,480.00	
	CAPITAMALL TRUST	54,000.00	108,540.00	
	CAPITARETAIL CHINA TRUST	16,000.00	9,520.00	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	16,000.00	11,600.00	
	FIRST REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	8,000.00	3,280.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	12,000.00	8,400.00	
	FRASERS COMMERCIAL TRUST	26,000.00	6,240.00	
	K-REIT ASIA	7,000.00	5,460.00	
	LIPPO-MAPLETREE INDONESIA RETAIL TRUST	29,000.00	8,410.00	
	MACARTHURCOOK INDUSTRIAL REIT	11,000.00	4,290.00	
	MACQUARIE PRIME REIT	25,000.00	13,750.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	69,000.00	29,670.00	
	PARKWAY LIFE REAL ESTATE	17,000.00	13,430.00	
	SAIZEN REIT	18,000.00	3,780.00	
	SUNTEC REIT	66,000.00	46,200.00	
小計		501,000.00	396,010.00 (26,576,231)	
ニュージーランドドル	AMP NZ OFFICE TRUST	23,582.00	23,817.82	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	25,131.00	25,884.93	
	ING PROPERTY TRUST	21,161.00	13,119.82	
	KIWI INCOME PROPERTY TRUST	31,326.00	32,892.30	
小計		101,200.00	95,714.87 (5,704,606)	

ユーロ	ACANTHE DEVELOPPEMENT SA	1,623.00	2,223.51	
	AFFINE	160.00	2,960.00	
	ALSTRIA OFFICE REIT -AG	1,084.00	4,943.04	
	ANF S.A.	409.00	12,433.60	
	BEFIMMO S.C.A.	578.00	34,211.82	
	CEGEREAL	161.00	3,059.00	
	COFINIMMO	449.00	45,416.35	
	CORIO NV	1,896.00	76,987.08	
	EUROBANK PROPERTIES REAL ESTATE	807.00	4,228.68	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTI -CVA	1,395.00	30,996.90	
	FONCIERE DES REGIONS	1,000.00	45,040.00	
	GECINA SA	496.00	25,792.00	
	ICADE	840.00	42,840.00	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	5,666.00	6,158.94	
	INTERVEST OFFICES	286.00	7,307.30	
	KLEPIERRE	3,123.00	56,214.00	
	KLEPIERRE -RTS	3,123.00	1,499.04	
	LEASINVEST REAL ESTATE SCA	70.00	4,130.00	
	MERCIALYS	707.00	18,516.33	
	NIEUWE STEEN INVESTMENTS NV	1,576.00	20,488.00	
	SILIC	400.00	26,328.00	
	STE DE LA TOUR EIFFEL	206.00	9,373.00	
	UNIBAIL-RODAMCO	3,644.00	411,990.64	
	VASTNED OFFICES/INDUSTRIAL	929.00	9,067.04	
	VASTNED RETAIL NV	745.00	27,714.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	257.00	8,167.46	
	WERELDHAVE BELGIUM	75.00	3,825.00	
	WERELDHAVE NV	924.00	59,662.68	
	小計	32,629.00	1,001,573.41 (128,051,160)	
合計			(1,223,495,566)	

(注1) 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計欄における()内の金額は、各通貨の邦貨換算額合計の数字であります。

(注3) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の合計額に対 する比率
アメリカドル	投資証券 107銘柄	100.0%	59.8%
カナダドル	投資証券 17銘柄	100.0%	2.2%
オーストラリアドル	投資証券 33銘柄	100.0%	13.7%
イギリスポンド	投資証券 15銘柄	100.0%	9.2%
香港ドル	投資証券 8銘柄	100.0%	1.9%
シンガポールドル	投資証券 18銘柄	100.0%	2.2%
ニュージーランドドル	投資証券 4銘柄	100.0%	0.5%
ユーロ	投資証券 28銘柄	100.0%	10.5%

2) 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3) デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

前述の(デリバティブ取引に関する注記)に記載していますので、ここでは省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成20年11月28日現在)

資産総額	1,007,879,952 円
負債総額	5,313,024 円
純資産総額 (-)	1,002,566,928 円
発行済口数	2,137,207,556 口
1口当たり純資産額 (/)	0.4691 円

(参考)

住信 グローバルREITインデックス マザーファンド

資産総額	1,120,345,150 円
負債総額	15,558,354 円
純資産総額 (-)	1,104,786,796 円
発行済口数	2,339,017,073 口
1口当たり純資産額 (/)	0.4723 円

第5【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	受益権総口数(口)
第1期 (平成20年1月9日～平成20年5月12日)	1,676,852,612	21,068,181	1,655,784,431
第2期 (平成20年5月13日～平成20年11月10日)	780,711,576	371,711,446	2,064,784,561

(注) 当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（イ）資本金の額

本書提出日現在の資本金の額	3億円
発行可能株式総数	24,000株
発行済株式総数	6,000株
最近5年間ににおける資本金の額の増減	なし

（ロ）会社の機構

(1)経営体制

経営の意思決定機関として、取締役会をおきます。3名以上の取締役が、株主総会で選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任します。取締役の選任については、累積投票にはよりません。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとします。

取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定します。また、取締役会の決議により、取締役社長1名を置き、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができます。

取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となります。取締役会長を置かないときまたは事故があるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会招集の通知は、会日の3日前までに発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

(2)運用体制

[PLAN(計画)]

ファンドの運用基本方針、運用手法、運用プロセス等は、社長を委員長とし、運用担当役員、営業担当役員、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成される商品委員会において決定されます。

[DO(実行)]

ファンドの運用計画は、商品委員会において決定された運用基本方針、運用手法、運用プロセス、運用ガイドライン等に則り、各運用部において、ファンドマネジャーによって起案され、各運用部長が決定します。ファンドマネジャーは、運用計画に沿って運用の指図を行います。

売買の執行は、運用部署から独立したトレーディング部署が行います。

[SEE(検証)]

毎月開催される運用委員会において、ファンドのパフォーマンス分析、リスク分析を通じて、運用プロダクトのクオリティーコントロールを行います。

また、ファンドの信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況の確認、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリングを行う機関として、運用リスク管理委員会を毎月開催します。運用リスク管理委員会は、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長等10名程度で構成されます。

また、法令諸規則等遵守状況は、コンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会は、原則として毎月開催され、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成されます。

なお、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリング、法令諸規則や信託約款等の遵守状況の確認は、運用部署から独立したリスク管理部が行います。（5名程度）
会社の機構は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成20年11月28日現在、委託者が運用の指図を行っている証券投資信託（公募）は次のとおりです。

	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	77	654,407
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	77	654,407

3【委託会社等の経理状況】

（イ）委託者の財務諸表は、前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）により作成しており、当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、委託者の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条に基づき、同規則並びに、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（ロ）委託者は、第21期事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれの財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。また、委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度の中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

科目	注記 番号	第21期 (平成19年3月31日)		第22期 (平成20年3月31日)	
		金額（千円）	構成比 （％）	金額（千円）	構成比 （％）
（資産の部）					
流動資産					
現金及び預金	3	3,537,284		4,809,141	

有価証券			321,507			322,773	
支払委託金							
収益分配金		100	100		-	-	
前払費用			21,892			32,941	
未収委託者報酬			1,166,749			1,075,693	
未収投資顧問料			36,947			-	
未収運用受託報酬			-			48,435	
繰延税金資産			35,614			71,628	
その他			4,030			3,946	
流動資産計			5,124,126	93.6		6,364,560	90.0
固定資産							
有形固定資産	1						
建物		15,227			81,174		
器具備品		31,436	46,663	0.8	59,007	140,181	2.0
無形固定資産							
ソフトウェア		7,338			43,275		
その他無形固定資産		186	7,525	0.1	166	43,441	0.6
投資その他の資産							
投資有価証券		208,567			261,726		
敷金・保証金		73,452			238,033		
会員権		2,500			2,500		
長期前払費用		168			570		
繰延税金資産		12,118			23,832		
その他の投資		1,800	298,606	5.5	285	526,947	7.4
固定資産計			352,795	6.4		710,570	10.0
資産合計			5,476,921	100.0		7,075,130	100.0

		第21期 (平成19年3月31日)		第22期 (平成20年3月31日)	
科目	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			13,638		14,005
未払金					
未払収益分配金		100		100	
未払手数料	3	557,027		520,902	

その他未払金	3	58,683	615,810		89,745	610,747	
未払費用	3		127,097			158,863	
未払法人税等			311,386			618,530	
未払消費税等			42,968			71,360	
賞与引当金			28,417			59,936	
流動負債計			1,139,318	20.8		1,533,444	21.7
固定負債							
退職給付引当金			17,951			44,738	
固定負債計			17,951	0.3		44,738	0.6
負債合計			1,157,269	21.1		1,578,182	22.3
（純資産の部）							
株主資本							
資本金	2		300,000	5.5		300,000	4.2
利益剰余金							
利益準備金		41,500			44,500		
その他利益剰余金							
別途積立金		2,100,000			3,100,000		
繰越利益剰余金		1,878,111			2,054,686		
利益剰余金合計			4,019,611	73.4		5,199,186	73.5
株主資本合計			4,319,611	78.9		5,499,186	77.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			40			2,238	
評価・換算差額等合計			40	0.0		2,238	0.0
純資産合計			4,319,652	78.9		5,496,948	77.7
負債・純資産合計			5,476,921	100.0		7,075,130	100.0

(2)【損益計算書】

		第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
科目	注記 番号	金額(千円)	百分比 (%)		金額(千円)	百分比 (%)	
営業収益							
委託者報酬		8,141,317			11,628,333		
投資顧問料		71,394			-		
運用受託報酬		-	8,212,711	100.0	105,668	11,734,002	100.0
営業費用							

支払手数料	2		4,003,586			5,656,622	
広告宣伝費			241,847			380,399	
公告費			5,087			2,022	
受益証券発行費			3,780			-	
調査費							
調査費		82,278			95,038		
委託調査費		714,692			1,100,389		
図書費		1,951	798,922		2,185	1,197,613	
営業雑経費							
通信費		12,785			11,892		
印刷費		178,453			166,508		
協会費		5,834			8,220		
諸会費		360			456		
情報機器関連費		280,349			364,302		
その他営業雑経費		37,286	515,067		66,519	617,898	
営業費用計			5,568,291	67.8		7,854,556	66.9
一般管理費							
給料							
役員報酬	1	42,754			41,177		
給料・手当		732,618			972,284		
賞与		62,818	838,190		140,354	1,153,815	
退職給付費用			10,360			41,193	
役員退職慰労金			1,660			1,830	
福利費			63,610			107,788	
交際費			2,056			1,943	
旅費交通費			62,420			56,876	
租税公課			21,007			19,959	
不動産賃借料			66,020			139,555	
減価償却費			22,826			37,057	
諸経費			262,321			281,363	
一般管理費計			1,350,474	16.4		1,841,384	15.7
営業利益			1,293,946	15.8		2,038,060	17.4
営業外収益							
受取配当金		2,530			2,531		
有価証券利息		776			1,582		
受取利息	2	2,556			8,213		
投資有価証券売却益		2,410			88		
その他		3,252	11,525	0.1	3,682	16,099	0.1
営業外費用							
支払保証料	2	124			125		
固定資産除却損		1,807			-		
その他		65	1,997	0.0	7	133	0.0
経常利益			1,303,473	15.9		2,054,026	17.5
特別損失							
減損損失		1,358	1,358	0.0	13,397	13,397	0.1
税引前当期純利益			1,302,115	15.9		2,040,628	17.4
法人税、住民税及び事業税		524,737			877,218		
法人税等調整額		2,666	522,071	6.4	46,164	831,053	7.1
当期純利益			780,044	9.5		1,209,574	10.3

(3)【株主資本等変動計算書】

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

項 目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
前期末残高（千円）	300,000	38,500	2,100,000	1,131,067	3,269,567	3,569,567
当期変動額						
剰余金の配当		3,000		33,000	30,000	30,000
当期純利益				780,044	780,044	780,044
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計（千円）	-	3,000	-	747,044	750,044	750,044
当期末残高（千円）	300,000	41,500	2,100,000	1,878,111	4,019,611	4,319,611

項 目	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
前期末残高（千円）	11	11	3,569,579
当期変動額			
剰余金の配当			30,000
当期純利益			780,044
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	28	28	28
当期変動額合計（千円）	28	28	750,072
当期末残高（千円）	40	40	4,319,652

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

項 目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
前期末残高（千円）	300,000	41,500	2,100,000	1,878,111	4,019,611	4,319,611
当期変動額						
剰余金の配当		3,000		33,000	30,000	30,000
当期純利益				1,209,574	1,209,574	1,209,574
別途積立金の積立			1,000,000	1,000,000	-	-

株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計（千円）	-	3,000	1,000,000	176,574	1,179,574	1,179,574
当期末残高（千円）	300,000	44,500	3,100,000	2,054,686	5,199,186	5,499,186

項 目	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
前期末残高（千円）	40	40	4,319,652
当期変動額			
剰余金の配当			30,000
当期純利益			1,209,574
別途積立金の積立			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,278	2,278	2,278
当期変動額合計（千円）	2,278	2,278	1,177,296
当期末残高（千円）	2,238	2,238	5,496,948

重要な会計方針

期別	第21期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価 基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。） 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。	その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2 固定資産の減価 償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。	有形固定資産 定率法によっております。 （会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第 6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年 4月 1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。 （追加情報）

	無形固定資産 定額法によっております。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。	平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。 無形固定資産 同 左
3 引当金の計上基準	（１）賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 （２）退職給付引当金 従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。	（１）賞与引当金 同 左 （２）退職給付引当金 同 左
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同 左

会計方針の変更

第21期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月 9日 企業会計基準第 5 号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月 9日 企業会計基準適用指針第 8 号）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は4,319,652千円であります。 財務諸表等規則の改正により、当会計期間における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	-

表示方法の変更

第21期	第22期
------	------

（自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）	（自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）
-	金融商品取引法の施行に伴い、表示科目をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 （貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」として表示しております。 （損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」として表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第21期 （平成19年3月31日）	第22期 （平成20年3月31日）																												
1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建 物</td><td>13,007千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>37,299千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>50,307千円</td></tr> </table> 2 授權株式数及び発行済株式総数 <table> <tr> <td>授權株式数</td><td>24,000株</td></tr> <tr> <td>発行済株式総数</td><td>6,000株</td></tr> </table> 3 関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>預金</td><td>2,949,946千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>475,086千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>102,511千円</td></tr> </table>	建 物	13,007千円	器具備品	37,299千円	計	50,307千円	授權株式数	24,000株	発行済株式総数	6,000株	預金	2,949,946千円	未払手数料	475,086千円	未払費用	102,511千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建 物</td><td>5,783千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>63,941千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>69,724千円</td></tr> </table> 2 - 3 関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>預金</td><td>3,075,396千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>455,445千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>152,424千円</td></tr> </table>	建 物	5,783千円	器具備品	63,941千円	計	69,724千円	預金	3,075,396千円	未払手数料	455,445千円	未払費用	152,424千円
建 物	13,007千円																												
器具備品	37,299千円																												
計	50,307千円																												
授權株式数	24,000株																												
発行済株式総数	6,000株																												
預金	2,949,946千円																												
未払手数料	475,086千円																												
未払費用	102,511千円																												
建 物	5,783千円																												
器具備品	63,941千円																												
計	69,724千円																												
預金	3,075,396千円																												
未払手数料	455,445千円																												
未払費用	152,424千円																												

（損益計算書関係）

第21期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第22期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
1 役員報酬の範囲額 取締役報酬限度額（年額） 50,000千円	1 -

監査役報酬限度額（年額） 20,000千円	
2 関係会社に対するものは次のとおりであります。	2 関係会社に対するものは次のとおりであります。
支払手数料 3,624,507千円	支払手数料 5,362,458千円
	受取利息 6,195千円
	支払保証料 125千円

（株主資本等変動計算書関係）

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前期末	当期増加	当期減少	当期末
普通株式（株）	6,000	-	-	6,000

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成18年3月31日	平成18年6月30日

4. 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	配当金の 原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月29日

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前期末	当期増加	当期減少	当期末
普通株式（株）	6,000	-	-	6,000

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月29日

４．基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	配当金の 原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	5,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

（リ・ス取引関係）

第21期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第22期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第21期（平成19年3月31日）

１．時価のある有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
その他有価証券 その他	9,000	9,067	67
計	9,000	9,067	67

２．当期中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
52,410	2,410	-

３．時価評価されていない主な有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券 非上場株式	199,500
MMF	321,507
計	521,007

４．その他有価証券のうち満期があるもの

該当事項はありません。

第22期（平成20年3月31日）

１．時価のある有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
----	----------	--------------	--------

その他有価証券 その他	66,000	62,226	3,774
計	66,000	62,226	3,774

２．当期中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
4,088	88	-

３．時価評価されていない主な有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	199,500
MMF	322,773
計	522,273

４．その他有価証券のうち満期があるもの

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第21期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第22期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第21期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第22期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。 2. 退職給付債務及びその他に関する事項 退職給付債務 17,951千円 退職給付引当金 17,951千円 （１）当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 （２）当社の退職給付債務は退職一時金のみです。 3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 10,360千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務及びその他に関する事項 退職給付債務 44,738千円 退職給付引当金 44,738千円 （１）同左 （２）同左 3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 41,193千円

(1) 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 (2) 金額には確定拠出年金への掛金支払額2,907千円を含んでおります。 4. 退職給付債務等の計算基礎 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。	(1) 同左 (2) 金額には確定拠出年金への掛金支払額9,051千円を含んでおります。 4. 退職給付債務等の計算基礎 同左
--	---

（税効果会計関係）

第21期 (平成19年3月31日)	第22期 (平成20年3月31日)																														
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産) <table> <tr> <td>未払事業税</td><td>24,051千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>11,562千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>7,304千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>6,200千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産 小計</td><td>49,118千円</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>1,358千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産 計</td><td>47,760千円</td></tr> </table> (繰延税金負債) <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>27千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債 計</td><td>27千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>47,732千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。	未払事業税	24,051千円	賞与引当金損金算入限度超過額	11,562千円	退職給付引当金損金算入限度超過額	7,304千円	その他	6,200千円	繰延税金資産 小計	49,118千円	評価性引当金	1,358千円	繰延税金資産 計	47,760千円	その他有価証券評価差額金	27千円	繰延税金負債 計	27千円	繰延税金資産の純額	47,732千円	1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産) <table> <tr> <td>未払事業税</td><td>47,126千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>24,388千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>18,203千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>5,742千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産 合計</td><td>95,460千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左	未払事業税	47,126千円	賞与引当金損金算入限度超過額	24,388千円	退職給付引当金損金算入限度超過額	18,203千円	その他	5,742千円	繰延税金資産 合計	95,460千円
未払事業税	24,051千円																														
賞与引当金損金算入限度超過額	11,562千円																														
退職給付引当金損金算入限度超過額	7,304千円																														
その他	6,200千円																														
繰延税金資産 小計	49,118千円																														
評価性引当金	1,358千円																														
繰延税金資産 計	47,760千円																														
その他有価証券評価差額金	27千円																														
繰延税金負債 計	27千円																														
繰延税金資産の純額	47,732千円																														
未払事業税	47,126千円																														
賞与引当金損金算入限度超過額	24,388千円																														
退職給付引当金損金算入限度超過額	18,203千円																														
その他	5,742千円																														
繰延税金資産 合計	95,460千円																														

（持分法損益等）

第21期 (平成19年3月31日)	第22期 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引）

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	住友信託銀行（株）	大阪市中央区	287,517	信託業務及び銀行業務	直接30%, 間接70%	兼任 1人	営業上の取引	投信販売代行手数料	3,624,046	未払手数料	475,086
								投資助言費用の支払	566,675	未払費用	102,511

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

（２）役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

（３）子会社等

該当事項はありません。

（４）兄弟会社等

該当事項はありません。

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	住友信託銀行（株）	大阪市中央区	287,537	信託業務及び銀行業務	直接30%, 間接70%	兼任 1人	営業上の取引	投信販売代行手数料	5,362,458	未払手数料	455,445
								投資助言費用の支払	846,909	その他未払金	318
										未払費用	152,424

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

（２）役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

該当事項はありません。

(4) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	719,942円02銭	1株当たり純資産額	916,158円04銭
1株当たり当期純利益	130,007円35銭	1株当たり当期純利益	201,595円78銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		同左	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益	780,044千円	1,209,574千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	780,044千円	1,209,574千円
期中平均株式数	6,000株	6,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間貸借対照表

(単位：千円)

第23期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4,781,352
有価証券	323,421
未収委託者報酬	993,681

未収運用受託報酬		45,311
繰延税金資産		50,319
その他		59,681
流動資産合計		6,253,769
固定資産		
有形固定資産		
建物		73,207
器具備品		51,738
有形固定資産合計	1	124,945
無形固定資産		42,276
投資その他の資産		
投資有価証券		315,696
敷金・保証金		238,033
繰延税金資産		35,747
その他		647
投資その他の資産合計		590,124
固定資産合計		757,346
資産合計		7,011,115
負債の部		
流動負債		
未払金		560,159
未払費用		143,728
未払法人税等		269,241
賞与引当金		71,188
その他	2	35,949
流動負債合計		1,080,267
固定負債		
退職給付引当金		64,692
固定負債合計		64,692
負債合計		1,144,959

（単位：千円）

第23期中間会計期間末

（平成20年9月30日）

純資産の部

株主資本

資本金

300,000

利益剰余金	
利益準備金	47,500
その他利益剰余金	
別途積立金	4,100,000
繰越利益剰余金	1,431,587
利益剰余金合計	5,579,087
株主資本合計	5,879,087
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	12,931
評価・換算差額等合計	12,931
純資産合計	5,866,156
負債純資産合計	7,011,115

中間損益計算書

（単位：千円）

第23期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）		
営業収益		
委託者報酬		5,437,330
運用受託報酬		52,353
営業収益合計		5,489,683
営業費用		3,731,371
一般管理費	1	1,080,015
営業利益		678,296
営業外収益	2	13,763
営業外費用		1,146
経常利益		690,912
税引前中間純利益		690,912
法人税、住民税及び事業税		264,281
法人税等調整額		16,729
法人税等合計		281,011
中間純利益		409,901

中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

第23期中間会計期間

（自 平成20年4月1日

至 平成20年9月30日）

株主資本

資本金

前期末残高	300,000
-------	---------

当中間期変動額	
---------	--

当中間期変動額合計	-
-----------	---

当中間期末残高	300,000
---------	---------

利益剰余金

利益準備金

前期末残高	44,500
-------	--------

当中間期変動額	
---------	--

剰余金の配当	3,000
--------	-------

当中間期変動額合計	3,000
-----------	-------

当中間期末残高	47,500
---------	--------

その他利益剰余金

別途積立金

前期末残高	3,100,000
-------	-----------

当中間期変動額	
---------	--

別途積立金の積立	1,000,000
----------	-----------

当中間期変動額合計	1,000,000
-----------	-----------

当中間期末残高	4,100,000
---------	-----------

繰越利益剰余金

前期末残高	2,054,686
-------	-----------

当中間期変動額	
---------	--

剰余金の配当	33,000
--------	--------

中間純利益	409,901
-------	---------

別途積立金の積立	1,000,000
----------	-----------

当中間期変動額合計	623,098
-----------	---------

当中間期末残高	1,431,587
---------	-----------

利益剰余金合計

前期末残高	5,199,186
-------	-----------

当中間期変動額	
---------	--

剰余金の配当	30,000
--------	--------

中間純利益	409,901
-------	---------

当中間期変動額合計	379,901
-----------	---------

当中間期末残高	5,579,087
---------	-----------

株主資本合計

前期末残高	5,499,186
-------	-----------

当中間期変動額	
---------	--

剰余金の配当	30,000
--------	--------

中間純利益	409,901
-------	---------

当中間期変動額合計	379,901
-----------	---------

当中間期末残高	5,879,087
---------	-----------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金

前期末残高	2,238
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	10,693
当中間期変動額合計	10,693
当中間期末残高	12,931
評価・換算差額等合計	
前期末残高	2,238
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	10,693
当中間期変動額合計	10,693
当中間期末残高	12,931
純資産合計	
前期末残高	5,496,948
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000
中間純利益	409,901
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	10,693
当中間期変動額合計	369,207
当中間期末残高	5,866,156

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第23期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1. 資産の評価基準及び評価方法	
有価証券	
その他有価証券	
時価のあるもの	
中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法によっております。	
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）	
時価のないもの	
移動平均法による原価法によっております。	
2. 固定資産の減価償却の方法	
(1) 有形固定資産	
定率法によっております。	
(2) 無形固定資産	
定額法によっております。	
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）	

に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更

第23期中間会計期間

（自 平成20年4月1日

至 平成20年9月30日）

リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第23期中間会計期間末

（平成20年9月30日）

１ 有形固定資産の減価償却累計額

建 物	14,910千円
器具備品	78,738千円
計	93,649千円

２ 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第23期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	23,924千円
無形固定資産	4,996千円
2 営業外収益の主要項目	
受取利息	6,925千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第23期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前期末	当期増加	当期減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	6,000	-	-	6,000

2．自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3．当中間会計期間中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

4．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（リ・ス取引関係）

第23期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第23期中間会計期間末（平成20年9月30日）

1．時価のある有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
その他有価証券			
その他	138,000	116,196	21,803

計	138,000	116,196	21,803
---	---------	---------	--------

２．時価評価されていない主な有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	199,500
MMF	323,421
計	522,921

（デリバティブ取引関係）

第23期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第23期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
1株当たり純資産額	977,692円69銭
1株当たり中間純利益	68,316円89銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第23期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
1株当たり中間純利益	68,316円89銭
中間純利益	409,901千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	409,901千円
期中平均株式数	6,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（イ）委託者の定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

（ロ）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者および本ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)住友信託銀行株式会社（「受託者」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 287,537百万円

事業の内容

銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）にもとづき信託業務を営んでいます。

(2)株式会社SBI証券（「指定販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 47,937百万円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3)フィデリティ証券株式会社（「指定販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 3,207百万円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(4) ジョインベスト証券株式会社（「指定販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 21,400百万円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(5) 楽天証券株式会社（「指定販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 7,445百万円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(6) マネックス証券株式会社（「指定販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 7,425百万円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(7) 日興コーディアル証券株式会社（「指定販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 100,000百万円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(8) カブドットコム証券株式会社（「指定販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 7,196百万円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(9) リテラ・クレア証券株式会社（「指定販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 3,794百万円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(10) イーバンク銀行株式会社（「指定販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末日現在 50,002百万円

事業の内容

銀行法にもとづき銀行業を営んでいます。

なお、上記の他、住友信託銀行株式会社は本ファンドの関係法人による自己設定等の取扱いのための指定販売会社となります。その資本金の額および事業の内容は(1)に記載の通りです。

2 【関係業務の概要】

(1) 「受託者」は、以下の業務を行います。

投資信託財産の保管・管理

投資信託財産の計算

投資信託財産に関する報告書の作成

その他上記の業務に付随する業務

(2)「指定販売会社」は、以下の業務を行います。

受益権の募集・販売の取扱い

追加設定の申込受付事務

受益者に対する収益分配金の再投資事務

受益者に対する一部解約等の事務

受益者に対する受益権の買取

受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務

受益者に対する運用報告書の交付

その他上記の業務に付随する業務

なお、指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。指定販売会社が引き受ける業務については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

3【資本関係】

受託者および指定販売会社である住友信託銀行株式会社は、委託者である住信アセットマネジメント株式会社の株式を1,800株保有しております。（発行済株式総数に対する比率は30%です。）

その他の上記関係法人と委託者との間に資本関係はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日：平成12年6月20日

資本金の額：51,000百万円（平成20年9月末日現在）

業務の概要：銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にもとづき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

本ファンドについては、当該計算期間において次の書類を提出しています。

提出年月日	書類名
平成20年6月26日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年7月1日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年7月7日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年7月24日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年8月1日	有価証券報告書
平成20年8月1日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年12月5日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 白 川 芳 樹
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSTAM グローバルREITインデックス・オープンの平成20年5月13日から平成20年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、STAM グローバルREITインデックス・オープンの平成20年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

住信アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

*1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月30日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 白 川 芳 樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 白川 芳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員	公認会計士	白 川 芳 樹
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSTAM グローバル REIT インデックス・オープンの平成20年1月9日から平成20年5月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、STAM グローバル REIT インデックス・オープンの平成20年5月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

住信アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月29日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

当監査法人は、証券取引法第193条の

指定社員
業務執行社員

公認会計士

河 合 利 治 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士

白 川 芳 樹 印

2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。